中華人民共和国野生植物保護条例

国家林業草原局政府ネット<http://www.forestry.gov.cn/2017-03-14>　転載元：国家林業草原局政府ネット

【文字サイズ：[大](javascript:doZoom(20))[中](javascript:doZoom(18))[小](javascript:doZoom(14))】 このページを印刷

国務院令第204号

【制定・改正履歴】●1996年9月30日公布：中華人民共和国国務院令第204号による。●2017年10月7日改正：中華人民共和国国務院令第687号「国務院の一部行政法規の改正に関する決定」に基づく。

**第一章　総則**

第一条　 野生植物資源の保護・開発・合理的利用を図り、生物多様性を保護し、生態のバランスを維持するために、本条例を制定する。

第二条　中華人民共和国内で野生植物の保護・開発・利用に従事する場合は、必ず本条例を遵守しなければならない。

本条例により保護する野生植物とは、原生地に生息する貴重な天然の植物と、原生地に生息し、重要な経済的、学術的、文化的価値を有し、絶滅が危惧される、希少な天然の植物とを指す。

薬用野生植物や、都市庭園・自然保護区および風景名勝区内の野生植物の保護については、それぞれの関係法および行政法規も併せて適用する。

第三条 国は、野生植物資源について、保護強化、積極的な開発、合理的な利用という方針を実行する。

第四条 国は、野生植物資源の法に基づく開発・利用および経営・管理に携わる組織および個人の合法的な権利と利益を保護する。

第五条　国は、野生植物に関する科学研究や、野生植物の生息地での保護および移植による保護を奨励し、支援する。

野生植物資源の保護、科学研究、栽培と利用、広報と教育において顕著な業績を上げた組織および個人に対しては、人民政府においてインセンティブを付与する。

第六条　県級以上の各人民政府の担当主管部門は、野生植物の保護に関する広報と教育を展開し、野生植物に関する知識を普及させ、野生植物保護に関する国民の意識向上を図るものとする。

第七条 いかなる組織および個人も、すべて野生植物資源を保護する義務を有し、野生植物およびその生育環境を占拠または破壊する行為について、摘発および告発の権利を有する。

第八条　国務院において林業行政を主管する部門は、全国の森林区域内の野生植物および森林区域外の貴重な野生樹木に関する監督管理業務を主管する。国務院において農業行政を主管する部門は、全国のその他の野生植物に関する監督管理業務を主管する。

国務院の建設行政部門は、都市庭園・風景名勝区内の野生植物に関する監督管理業務を担当する。国務院の環境保護部門は、全国の野生植物に関係する環境保護事業に係る調整と監督を担当する。国務院のその他の関係部門は、その職務分掌に従い関係する野生植物保護事業を担当する。

県級以上の地方人民政府において野生植物の管理を担当する部門とその職責については、省・自治区・直轄市の人民政府が現地の具体的な状況を踏まえて規定する。

**第二章　野生植物の保護**

第九条　 国は、野生植物とその生育環境を保護する。いかなる組織および個人も、野生植物を不法に採集したり、その生育環境を破壊したりすることは、これを禁止する。

第十条 野生植物は、「国家重点保護野生植物」と「地方重点保護野生植物」に分けられる。

「国家重点保護野生植物」は、「国家一級保護野生植物」と「国家二級保護野生植物」に分けられる。「国家重点保護野生植物リスト」は、国務院の林業行政を主管する部門および農業行政を主管する部門（以下、「国務院の野生植物行政を主管する部門」と総称する）が、国務院の環境保護、建設などの関係部門と共同で制定し、国務院の承認を経て公表される。

「地方重点保護野生植物」とは、国家重点保護野生植物に該当せず、省・自治区・直轄市において保護する野生植物を指す。「地方重点保護野生植物リスト」は、省・自治区・直轄市の人民政府においてこれを制定および公表し、国務院に届け出る。

第十一条　国家重点保護野生植物および地方重点保護野生植物に指定された種が天然の状態で集中的に分布する区域には、関係法および行政法規の規定に基づき、自然保護区を設置するものとする。その他の区域については、県級以上の地方人民政府の野生植物行政を主管する部門およびその他の関係部門において、実情に基づき国家重点保護野生植物や地方重点保護野生植物の保護ゾーンの設置、保護標識の設置を行うことができる。

国家重点保護野生植物や地方重点保護野生植物の保護ゾーン、保護施設、保護標識に対する破壊行為は、これを禁止する。

第十二条 野生植物行政を主管する部門およびその他の関係部門は、環境が国家重点保護野生植物および地方重点保護野生植物の生育に及ぼす影響について監視とモニタリングを行うとともに、国家重点保護野生植物および地方重点保護野生植物の生育条件を維持し、改善するための措置を講じるものとする。環境の影響により、国家重点保護野生植物や地方重点保護野生植物の生育が脅かされた場合、野生植物行政を主管する部門は他の関係部門と共同で調査を行い、法に基づき対応するものとする。

第十三条 建設事業により、国家重点保護野生植物や地方重点保護野生植物の生育環境に不利な影響が生じる場合、建設事業者の提出する環境影響報告書において、必ずその評価を行わなければならない。環境保護部門は、環境影響報告書の審査に当たり、野生植物行政を主管する部門に意見を求めるものとする。

第十四条　野生植物行政を主管する部門および関係機関は、生育条件が脅かされている国家重点保護野生植物や地方重点保護野生植物について、救護措置を講じてその生育環境の保護または回復を図り、必要時には栽培基地やジーンバンクの設置や移植保護措置を行うものとする。

**第三章　野生植物管理**

第十五条 野生植物行政を主管する部門は、国家重点保護野生植物および地方重点保護野生植物について定期的に資源調査を実施し、資源記録を作成するものとする。

第十六条 国家一級保護野生植物の採集は、これを禁止する。科学研究、人工栽培、文化交流などの特殊な事由により、国家一級保護野生植物を採集する場合は、その管轄権の帰属に応じて国務院の林業行政を主管する部門またはその権限を付与された機関に採集許可証を申請するか、もしくは採集地を管轄する省・自治区・直轄市の人民政府の農業行政を主管する部門またはその権限を付与された機関に採集許可証を申請するものとする。

国家二級保護野生植物を採集する場合は、必ず採集地の県級人民政府の野生植物行政を主管する部門から署名付きの意見書の交付を受け、省・自治区・直轄市の人民政府の野生植物行政を主管する部門またはその権限を付与された機関に採集許可証を申請しなければならない。

都市庭園・風景名勝区内の国家一級・二級保護野生植物を採集する場合は、予め都市庭園・風景名勝区を管理する機関の同意を得た上で、それぞれ前項、前々項の規定に基づき採集許可証を申請しなければならない。

貴重な野生樹木または森林区域内・草原内の野生植物を採集する場合は、「森林法」、「草原法」の規定に従って手続きを行う。

野生植物行政を主管する部門は採集許可証を発行した後、環境保護部門に写しを送付して届け出るものとする。

採集許可証の書式は、国務院の野生植物行政を主管する部門において制定する。

第十七条 国家重点保護野生植物を採集する組織および個人は、必ず採集許可証の規定する種類・数量・地点・期限・方法を守って採集を行わなければならない。

県級人民政府において野生植物行政を主管する部門は、当該行政区域内における国家重点保護野生植物の採集活動に対する監督と検査を行うとともに、採集許可を出した上級の野生植物行政を主管する部門またはその権限を付与された機関に遅滞なく報告するものとする。

第十八条 国家一級保護野生植物の販売および購入は、これを禁止する。

国家二級保護野生植物を販売または購入する場合は、必ず省・自治区・直轄市の人民政府の野生植物行政を主管する部門またはその権限を付与された機関の承認を受けなければならない。

第十九条　野生植物行政を主管する部門は、国家二級保護野生植物を営利目的で使用する活動に対し、監督と検査を行うものとする。

第二十条　国家重点保護野生植物の輸出、または中国の加盟する国際条約において輸出入が規制されている野生植物の輸出入を行う場合、その管轄権の帰属に応じて国務院の林業行政を主管する部門の承認を受けるか、もしくは輸出入者の所在地を管轄する省・自治区・直轄市人民政府の農業行政を主管する部門の審査を経て国務院の農業行政を主管する部門による承認を受けるものとし、さらに絶滅危惧種の輸出入管理を担当する国の機関から、輸出入許可証明書またはラベルの交付を受けるものとする。税関は、輸出入許可証明書またはラベルを基に検査と通関の手続きを行う。国務院の野生植物行政を主管する部門は、これらの野生植物の輸出入に関する資料の写しを国務院の環境保護部門へ送付する。

名称未定またはあるいは新たに発見された野生植物で、かつ重要な価値を有するものの輸出は、これを禁止する。

第二十一条 外国人は、中国国内で国家重点保護野生植物の採集または購入を行ってはならない。

外国人が中国国内において、農業行政を主管する部門の管理下にある国家重点保護野生植物を対象に野外視察を行う場合は、当該国家重点保護野生植物の所在する省・自治区・直轄市の人民政府の農業行政を主管する部門の承認を受けるものとする。

第二十二条　地方重点保護野生植物の管理に関する規程は、省・自治区・直轄市の人民政府において制定する。

**第四章　法的責任**

第二十三条 国家重点保護野生植物の採集に際し、採集許可証を取得ていない場合、または採集許可証の規定に従わない場合、野生植物行政を主管する部門は採集された野生植物および違法所得を没収するとともに、併せて違法所得の10倍以下の罰金を科すことができる。採集許可証がある場合は、さらに採集許可証を取り消すことができる。

第二十四条　本条例の規定に違反して、国家重点保護野生植物の販売・購入を行った場合、工商行政を管理する部門または野生植物行政を主管する部門において、その職務分掌に従い野生植物および違法所得を没収するとともに、併せて違法所得の10倍以下の罰金を科す。

第二十五条　野生植物の不法な輸出・輸入を行った場合は、税関法の規定に基づき処罰する。

第二十六条　採集許可証、輸出入許可証明書または関連の承認文書、ラベルの偽造・横流し・譲渡を行った場合は、野生植物行政を主管する部門または工商行政を管理する部門において、その職務分掌に従いこれらを回収し、違法所得を没収するとともに、併せて5万元以下の罰金を科すことができる。

第二十七条　外国人が中国国内で国家重点保護野生植物の採集や購入を行った場合、もしくは農業行政を主管する部門が管轄する国家重点保護野生植物について無許可で野外視察を行った場合は、野生植物行政を主管する部門において採集または購入された野生植物および視察資料を没収するとともに、併せて5万元以下の罰金を科すことができる。

第二十八条　本条例の規定に違反し、かつ犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

第二十九条　野生植物行政を主管する部門の職員に、職権濫用、職務怠慢、私欲のための不正行為があり、かつ犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。犯罪が成立しない場合は、法に基づき行政処分を行う。

第三十条　 本条例の規定に基づき没収された実物は、没収の決定を行った機関が国の関連規定により処分する。

**第五章　附則**

第三十一条　中華人民共和国が締約国となっている、または加盟する、野生植物の保護に関する国際条約と本条例の規定とが一致しない場合は、国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が保留の声明を行った条項はその例外とする。

第三十二条　本条例は1997年1月1日より施行する。